インキュベート企業育成支援事業

公募要項

那覇市経済観光部

商工農水課　産業政策グループ

平成30年７月11日

1 募集概要

(1) 事業の名称

　｢インキュベート企業育成支援事業｣(以下、本事業という)

(2) 事業目的

現在、ＩＴ企業の多くは人材の確保及び人材育成の課題を抱えている。また、日本経済の緩やかな回復から失業率の改善が進み多くの職種で人材不足となっていることから人材の確保は厳しさを増している。さらに、創業間もないＩＴ企業においては、人材育成経験の不足から定着率が低い企業も多いことから、企業の継続と発展のためには定着率を高めていく事が求められる。

また近年では、日常生活におけるインターネットやスマートフォンの普及定着、クラウドサービスの展開など、ＩＴがより身近なものとなり、市場や社会からのニーズが多様化・細分化し、従来機能していたマーケティング手法等の情報戦略や新規事業開発手法が機能しづらくなるなど、新たなニーズへの対応も課題となっている。

本事業は、上述の課題解決に向け、那覇市内に本社または事業所を置くＩＴを活用する企業の経営者・経営幹部及び中堅社員、ＩＴを活用し起業・創業を目指す者を対象に実施するものである。

 (3) 業務仕様

　業務仕様については、別紙｢インキュベート企業育成支援業務委託仕様書｣のとおりとする。

(4) 事業費上限額

　　1,250,000円(消費税及び地方消費税込み)

(5) 募集等の主なスケジュール

　① 公募開始 平成30年7月11日(水)13:00から

　② 公募説明会 平成30年7月13日(金)15:00から

　　　　　　　　 ※ 場所：那覇市ＩＴ創造館　２階　大会議室

　③ メール質問受付期限 　 平成30年7月18日(水)正午まで

　④ メール質問回答 平成30年7月20日(金)

　⑤ 応募申請書提案書提出期限 平成30年7月31日(火)正午まで

　⑥ 書類審査 　　　　 平成30年8月2日(木)13:00から　　　　　　　　　　　　⑦ 選定結果通知予定日 平成30年8月3日(金)

　⑧ 契約予定日 平成30年8月8日(水)

2 応募資格要件

　本事業に参加できる者は以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号)第167 条の4 の規定に該当しないこと。

(2) 会社更正法(平成14 年法律第154 号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされて

いる者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11 年法律第225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 租税を完納していること。は産業支援センター

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等

に照会することについて承諾できること。

(7) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること｡

(8) 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所があること。（協力連携事業者は除く。）

3 協力連携体制について

　本募集の応募にあたり、以下のような協力連携体制を構築すること

(1) 那覇市内及び沖縄県の情報通信関連事業者に対する周知広報及び研修を効果的に実施するため、県内のメディア等と協力連携できる体制を築くこと。

(2) 周知広報及びセミナーを効果的に実施するため、県内の大学、その他関連機関等と協力連携できる体制を築くこと。

4 提案書作成及び提出

　別紙｢インキュベート企業育成支援業務委託仕様書｣に基づき作成すること。

なお、提出書類の押印箇所には全て代表者印を押印し、①～⑪の順でフラットファイル(縦)にファイリングのうえ7部提出(正本1 部、副本6部(写し可))すること。

(1) 提出書類

　① 参加申請書兼誓約書(様式1)

　② 提案提出書（様式2）

　③ 提案書(様式3)

　④見積書(様式任意)

　⑤見積明細書(様式4)

　⑥責任者の経歴書(様式5)

　　※責任者とは、仕様書中｢3 委託条件-(2)-ア｣の当該事業担当責任者をいう。

　⑦ 定款又は寄付行為

　⑧ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

　⑨ 直近の市税の完納(滞納が無いこと)を証明する書類

　⑩ 協力連携事業者届出書(様式6) ※協力連携事業者がいる場合のみ

　⑪ 類似事業の業務実績

　※協力連携事業者は、「2 応募資格要件」の(1)から(7)までの要件を満たすものとする。

(2) 公募期間

　平成30年7月11日(水)13:00から平成30年7月31日(火)正午まで

(3) 公募説明会

　日時：平成30年7月13日(金)15:00

　実施場所：〒900-0004 那覇市銘苅2-3-6（那覇市ＩＴ創造館　３階　会議室)

　※説明会不参加でも応募可。

(4) 提出方法

　下記の提出先に直接持参で提出すること。受付は13:00～20:00(但し、最終日は正午ま

で)。※郵送、閉館日(月曜日及び祝祭日)の受付不可。

（5）質問

　本募集に関する質問は電子メールでのみ受け付けるものとし、電話では取り扱わない。

※メールを送信する際には、件名を「｢インキュベート企業育成支援業務｣の応募に関する質問」　とすること。

　質問期限：平成30年7月18日(水)正午まで

　回 答：平成30年7月20日(金)に、本市ＩＴ創造館公式ホームページにて

質問内容及び本市の回答を掲載する。

(6) 提出先･問い合わせ

　　〒900-0004 那覇市銘苅2-6-3 那覇市ＩＴ創造館2F

　　那覇市ＩＴ創造館管理事務室 (担当:石川・城間)

　　TEL 098-941-7000 / E-mail k-syou001@ city.naha.lg.jp

5 提案審査評価に関する事項

(1) 提案審査について

　提案審査評価は、書類審査を実施し選定する。なお、必要に応じプレゼンテーションを実施する

(2) 審査項目等

　　審査は次表の項目で行う。

|  |  |
| --- | --- |
| No | 評価項目 |
| 1 | 本事業の目的の理解と業務に対する意欲 |
| 2 | 情報発信（那覇市指定のＷｅｂページへの掲載内容等） |
| 3 | 講師及び事務局の体制について |
| 4 | セミナー及びアンケートの内容について |
| 5 | 事業報告について |
| 6 | 類似事業の実績について |
| 7 | 見積額 |

(3) 審査の前提

　　提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく

業務仕様と離れている場合は、評価対象外とする。

(4) 審査方法

　 提案審査評価は、経済観光部所管事業審査委員会(以下、｢委員会｣という。)が行う。

(5) 審査結果の通知

　 委員会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を、全応募者あてに通知す

る。

6 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、委託契約を締結する。なお、

協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入る。

(1) 契約期間(履行期間)

　契約締結日から平成31 年3月22日（金）まで

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

① 受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の

属する年度の翌年度から5 年間保存すること。

② 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。産業政策G Wednesday, April

7 提案の無効に関する事項

　次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格要件が無い者が提案したとき。

(2) 同一の応募者が複数の提案をしたとき。なお、複数の応募者に同一の協力連携事業者

が含まれる場合も同様とする。

(3) 書類等に虚偽の記載がある提案。

(4) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。

(5) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

8 その他

(1) 提案書に関連する事項については後日、ヒヤリングを行うことがある。

(2) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された資料は返却しない。

(4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

(様式1)

平成30年　　月　　日

那覇市長　宛

 所在地

商号または名称

代表者　　　　　　　　　　印

参加申請書兼誓約書

平成30年7月11日付､募集のあった｢インキュベート企業育成支援事業｣について提案し、申請します。また、以下の応募条件を全て満たしていることを誓約します。

1.件名

 ｢インキュベート企業育成支援事業｣

2.応募条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更正法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続き又は再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

（3）那覇市の指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

（4）役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

（5）租税を完納していること。

（6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条、及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

（7） 事業内容や業務実績等から本事業の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい技量を備えていること。

(8) 沖縄県内に本社、若しくは支店又は営業所があること。（協力連携事業者は除く。）

(様式2)

平成30年　月　　日

那覇市長 宛

提案者

所在地

商号または名称

代表者　　　　　　　　　印

提案提出書

平成30年7月11日付、公告のあった｢インキュベート企業育成支援事業｣に係る提案依頼について､次のとおり提案書等を提出します｡

提出書類

　　①　提案書　　　　　　　　部

　　②　その他資料　　　　　　部

(様式3)

平成30年　　月　　日

提案書

那覇市長 宛

提案者

所在地

商号または名称

代表者　　　　　　　　　　　印

１.見積金額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　円也

２.提案者概要

|  |  |
| --- | --- |
| 1.設立年月 | 　　　　年 　月 |
| 2.資本金 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 3.主な株主 |  |
| 4.社員数 | 　　　　　　　 　名 |
| 5.業務内容 |  |
| 6.連絡先(担当者) | 部署氏名TELFaxE-mail |

(様式3)

　３.事業概要

|  |
| --- |
| 　以下の項目について、｢インキュベート企業育成支援事業業務委託仕様書」の内容を踏まえ、提案の特徴を示してください。（※別紙による提示も可） |

（１）本事業の概要

以下の項目について、示してください。

①本事業の目的を達成するためのコンセプト

②本事業の実施スケジュール

（２）情報発信等について

　　以下の項目について、示してください。

①セミナー受講者募集チラシ案

②インターネット、ＳＮＳの活用案

 　　 ③県内のメディア、関連機関等との協力連携

（３）講師及び事務局の体制について

以下の項目について、示してください。

　　①講師（講師略歴及び講演依頼等の進捗状況についての詳細）

②本事業を執行するための人員体制と各人の役割

（４）セミナー及びアンケートについて

以下の項目について、示してください。

①セミナーの内容

②セミナーの開催数、１回の開催時間

③参加者数（1回の参加者数及び事業期間全体の、のべ参加者数）

④受講者へのアンケート内容案

（５）事業報告について

以下の項目について、示してください。

①事業報告の内容

②事業報告会の実施について

（６）類似事業の実績について

以下の項目について、示してください。

①本事業と類似した、受託事業の実績について

（７）見積金額の内訳について（様式4へ記入）

見積金額の内訳について示してください。

 (様式4)

見積明細書

事業を展開するにあたり必要な経費の概要を記載してください。

|  |
| --- |
|  |
| 　 | 項目 | 金額 | 内訳 | 備考 |
| 事業費(　　　　　　　　円) |
| 　 |  |  | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　消費税 | 　 | 　 | 　 |
|  | 合計 | 　 |  |  |

※　適宜追加してください。

(様式5)

平成30年　　月　　日現在

事業責任者の経歴書

：

役職：

生年月日：　　　年　　月　　日 (　　歳)

◆職務経歴

◆その他特記事項等(免許･資格等)

（様式6）

平成30年　月　日

協力連携事業者届出書

那　覇　市　長　宛

提案者

住所

商号または名称

代表者　　　　　　　　　　　　印

本事業の提案にあたり、業務協力連携をする事業者は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　 | 事業者 | 業務内容 |
| 1 | 住　所商　号代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印連絡先 |  |
| 2 | 住　所商　号代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印連絡先 |  |
| 3 | 住　所商　号　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印連絡先 |  |
| 4 | 住　所商　号代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印連絡先 |  |